

南区広告付地図作成事業者募集要領

1 趣旨

名古屋市南区役所区政部企画経理室が発行する印刷物である南区広告付地図（以下「広告付地図」という。）を作成し、これに広告の掲載を希望する事業者を募集します。

なお、事業者は、名古屋市に広告付地図を無償提供し、あわせて広告料を納入していただきます。

2 仕様等

(1) 概要

名 称	南区広告付地図
規 格	A3 2つ折 1枚（両面刷り）
用 紙	70 kg から 110kg までの再生マット紙相当以上
色	フルカラー
発行部数	10,000部（予定）
発行回数	年1回
発行時期	平成31年4月（予定）
配布期間	平成31年4月（予定）から平成32年3月31日まで ただし、平成32年4月1日から4年を限度（平成36年3月31日まで）に、1年を単位として、契約の更新を申請することができる。
配布場所	名古屋市南区役所（名古屋市南区前浜通3丁目10番地） 名古屋市南保健センター（名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の1）
納品日	平成31年4月（予定）
発行元	名古屋市南区役所区政部企画経理室

※南区への転入者等来庁者に配布を予定

南区への転入者数 8,492人（平成29年）

(2) 掲載内容

ア 南区全域図

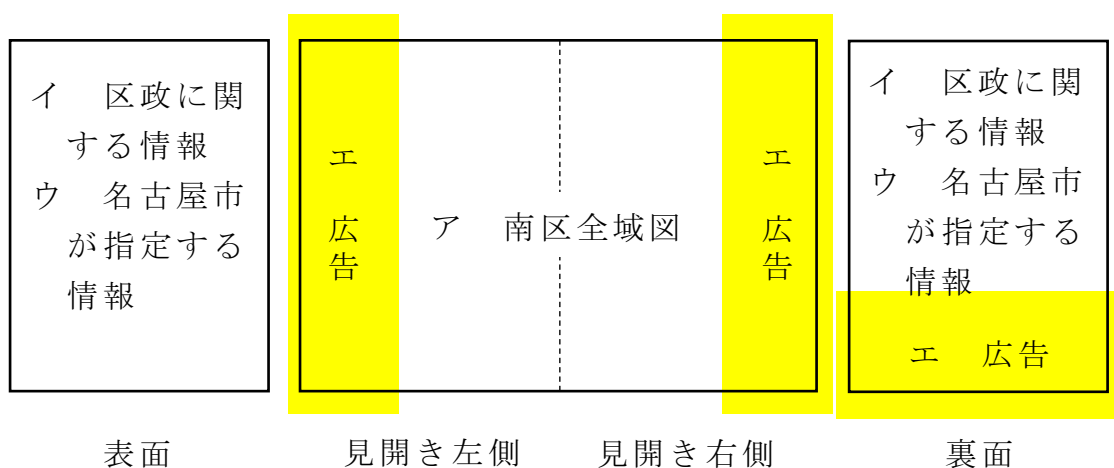
南区内の公共施設、避難所、一時避難所及び広域避難所、学校、観光施設及び名所、公共交通機関の駅、バス停及び路線図
その他名古屋市の指定する情報を表示してください。

なお、南区全域図は、国土地理院の 2,500 分の 1 の地図を基に作成してください。

- イ 区政に関する情報
- ウ 名古屋市が指定する情報
- エ 広告

掲載面	位置	スペース	色数
見開き右側	右側	紙面の概ね 3 分の 1	フルカラー
見開き左側	左側	紙面の概ね 3 分の 1	フルカラー
裏面	下側	紙面の概ね 3 分の 1	フルカラー

<イメージ図>



※掲載内容については、事前に名古屋市と協議のうえ、名古屋市の承認を得たうえで作成してください。

(3) デザイン等

事業者は、広告付地図のデザイン及びレイアウトの案を名古屋市に提示し、名古屋市が承認したうえで、作成してください。

また、南区役所のイメージを高めるよう、洗練された品位のあるデザインとしてください。

(4) 掲載内容の管理

掲載内容に誤りがある場合は、事業者において回収、掲載内容の訂正、差し替え等必要な対応を行ってください。

また、毎年印刷時に、情報の更新を行ってください。

(5) 回収及び廃棄

事業者は、契約期間が満了となった場合又は契約が解除された場合は、速やかに、広告付地図を回収し、廃棄してください。この場合、回収及び廃棄に要した費用を一切名古屋市に請求することはできません。

(6) その他

ア その他事業者の都合により、仕様を期間中に変更する場合は、あらかじめ変更する事項について名古屋市に通知し、承認を得たうえで変更してください。

イ 上記(1)の発行部数を配布した時は、名古屋市と事業者で協議のうえ、追加で納入してください。

3 応募資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。）
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。）
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が本公告に係る入札に参加しようと

する者でないこと。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

- (7) 募集開始の日から契約締結の日までの間に指名停止の期間中の者
- (8) 募集開始の日から契約締結の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者

4 応募方法等

(1) 募集期間

平成 31 年 2 月 1 日（金）から平成 31 年 2 月 28 日（木）まで

(2) 応募書類

ア 南区広告付地図作成事業申込書兼見積書（様式第 1 号）

見積金額は、広告料の月額（税抜き、見積もった価格の 108 分の 100）を記入してください。

応募者の印（法人の場合は代表者印）を鮮明に押印してください。

イ （個人の場合）住民票の写し 1 通

ウ （法人の場合）現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
1 通

(3) 書類提出先

〒457-8508

名古屋市南区前浜通 3 丁目 10 番地

名古屋市南区役所区政部企画経理室

(4) 応募方法

次のいずれかの方法により、応募書類を提出してください。

ア 持参

募集期間の午前 9 時から午後 5 時までに提出してください。

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に定める本市の休日は除きます。

イ 郵送

平成 31 年 2 月 28 日（木）午後 5 時までに、書類提出先に到着したものを有効とします。

(5) その他

ア この募集に関して応募者が要した費用は、すべて応募者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 期限までに到達しない応募、必要書類の添付されていない応募、応募資格を有しない者による応募その他この要領に定める条件に違反する応募は、無効となります。

5 契約候補者の選定

(1) 南区広告付地図作成事業申込書兼見積書を提出した者のうち、最低募集価格を超える最高の見積金額を提示した者を契約候補者とします。

(2) (1) の場合において、最高見積金額を提示した者が 2 者以上あるときは、職員による抽選により決定します。

(3) 選定結果については、選定後、すみやかにご連絡します。

6 契約

(1) 契約候補者には、名古屋市南区役所区政部企画経理室から契約書等の契約関係書類を送付します。

(2) 契約書の内容は「契約書（案）」を参照してください。

(3) 契約締結期限は平成 31 年 3 月 15 日（金）です。それまでに契約を締結しないときは、契約候補者の資格を取り消します。

(4) 貸付契約は、応募者名義で行います。契約書に使用する印鑑は、南区広告付地図作成事業申込書兼見積書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。

7 広告掲出について

(1) 広告の掲載については、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「名古屋市南区広告掲載要綱」を遵守してください。

(2) 広告の掲載にあたっては、事前に名古屋市（南区広告審査会）の承認を得る必要があります。広告を掲出しようとする日（広告

内容を変更する場合を含む。)の14日前までに掲出広告の原案を提出し、南区広告審査会の承認を得てください。

8 その他

- (1) 広告付地図及びその内容に関する問合せ及び苦情については、事業者の責任において、すみやかに対応してください。
- (2) 名古屋市は、広告付地図及びその内容について、広告主等の責に帰すべき事由により、その使用が不適当な理由が生じた場合は、その使用を中止することができるものとします。その場合、事業者は、当該広告付地図を回収するとともに、代替物を名古屋市に提供してください。
- (3) この要領に定めのない事項については、名古屋市と事業者との協議により定めます。ただし、協議が整わない場合は、名古屋市の指示に従うものとします。
- (4) 事業者は、この事業の実施に当たっては、「情報取扱注意項目」、「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」及び「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守してください。

9 問い合わせ

この募集の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- (1) 平成31年2月15日(金)午後5時までに提出してください。
- (2) 下記のあて先へファックス又は電子メールで質問書を送付してください(様式は問いませんが、質問書を送付の際には、件名に「南区広告付地図作成事業に係る質問書」と記入してください。)

名古屋市南区役所区政部企画経理室(担当:川上)

電話番号:052-823-9441

ファックス番号:052-811-6360

電子メールアドレス:a8239440@minami.city.nagoya.lg.jp